

小額工事事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号。以下「契約規則」という。）に定めるもののうち、町が発注する建設工事で予定価格が130万円以下のもの（以下「小額工事」という。）を随意契約により締結する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、大口町公共工事の施行に関する事務取扱要綱（平成3年大口町訓令第8号。以下「事務取扱要綱」という。）第2条の規定に定めるところによる。

(業者の選定)

第3条 業者の選定は、2年ごとに作成する入札参加資格者名簿に登録された者のなかから工事担当課長が立案し、契約担当課長へ合議をし決定するものとする。

2 工事担当課長は、業者の選定にあたって小額工事指名契約一覧表（別記様式）を作成するとともに、選定の公正を期さなければならない。

3 前項の小額工事指名契約一覧表は、毎月1回主管部長の決裁を受け、会計年度四半期ごとに大口町業者指名審査委員会に報告するものとする。

4 第2項の小額工事指名契約一覧表は、小額工事1件ごとに工事概要、契約内容、指名の内容等の記録を作成し整理しておかななければならない。

(予定価格書の省略)

第4条 小額工事のうち予定価格が30万円未満のものについては、事務取扱要綱第14条第1項に基づく予定価格書の作成を省略することができる。

(見積書の徴収)

第5条 小額工事における契約者の決定については、契約規則第27条の2の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数のものから見積書を徴収するものとする。

(1) 予定価格が30万円未満の小額工事

1人又はそれ以上

(2) 予定価格が30万円以上80万円未満の小額工事 2人以上

(3) 予定価格が80万円以上の小額工事 3人以上

2 見積書徴収に関する事務処理は、事務取扱要綱第18条の規定を適用するものとする。

(通知及び契約金額の決定)

第6条 工事担当課長は、前条の規定に基づき徴した見積書を検討し、適当と認められる見積者を決定したときは、直ちにその旨を契約金額と併せて当該見積者に通知するものとする。この場合の通知については、口頭によることができる。

2 前項の契約金額は、見積額又は検討額（徴収した見積書に基づき工事担当課長と当該見積者とが協議の上契約金額とすることを承諾した額）をもって決定する。

(工程表の提出等の省略)

第7条 工程表の提出並びに現場代理人及び主任技術者選任の届出は、特に必要と認められる場合を除き省略させることができる。

附 則（平成4年大口町訓令第8号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

